

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公開番号】特開2014-184149(P2014-184149A)

【公開日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2014-054

【出願番号】特願2014-79406(P2014-79406)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 1 C

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 X

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月10日(2016.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機と、遊技者所有の遊技用価値を使用して前記遊技機での遊技に必要な遊技点を付与するための遊技用装置とを備える遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記遊技機による前記遊技点の加算動作を要求する動作要求電文を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報を含む電文を送信する電文送信手段と、

前記動作要求電文を送信したときに前記遊技用価値の使用を確定させる価値使用確定手段と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報を基づいて要求承諾であるか否かを判定する電文判定手段とを含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記遊技機は、

前記動作要求電文を受信したときに、要求を承諾する場合と要求を拒否する場合とで異なる更新情報を含む電文を送信する応答電文送信手段と、

前記遊技用装置との通信ができない通信不能状態から回復した後に、前記通信不能状態となる前に最後に送信した電文に含まれる更新情報を含むリカバリ電文を送信するリカバリ電文送信手段とを含み、

前記応答電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記遊技用装置は、

前記リカバリ電文を受信したときに、当該リカバリ電文に含まれる更新情報と、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に含めた更新情報とに基づいて、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に基づいた前記遊技点の加算動作

の実行の有無を判定する加算実行判定手段をさらに含み、

前記電文送信手段は、

前記加算実行判定手段により前記加算動作が実行されていないと判定されたときに、実行されていない加算動作を要求する電文を前記遊技機へ送信する、遊技用システム。

【請求項 2】

遊技者所有の遊技用価値を使用して遊技機での遊技に必要な遊技点を付与するための遊技制御装置であって、

前記遊技機による前記遊技点の加算動作を要求する動作要求電文を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報を含む電文を送信する電文送信手段と、

前記動作要求電文を送信したときに前記遊技用価値の使用を確定させる価値使用確定手段と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報に基づいて要求承諾であるか否かを判定する電文判定手段と、

前記遊技機との通信ができない通信不能状態から回復した後に、前記通信不能状態となる前に前記遊技機が最後に送信した電文に含めた更新情報を含むリカバリ電文を前記遊技機より受信したときに、当該リカバリ電文に含まれる更新情報と、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に含めた更新情報とに基づいて、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に基づいた前記遊技点の加算動作の実行の有無を判定する加算実行判定手段とを含み、

前記電文送信手段は、

前記加算実行判定手段により前記加算動作が実行されていないと判定されたときに、実行されていない加算動作を要求する電文を前記遊技機へ送信し、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する、遊技制御装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1) 本発明は、遊技機(P台2、S台2S)と、遊技者所有の遊技用価値(カード残高、持玉、貯玉)を使用して前記遊技機での遊技に必要な遊技点(遊技玉)を付与するための遊技用装置(CU3)とを備える遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記遊技機による前記遊技点の加算動作(遊技玉の加算動作)を要求する動作要求電文(遊技玉加算要求ONの状態情報要求)を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報(加算通番；遊技玉加算要求ONのときには元の加算通番に+1したもの、遊技玉加算要求OFFのときには元の加算通番)を含む電文を送信する電文送信手段(図9、図10、図25参照)と、

前記動作要求電文を送信したときに前記遊技用価値の使用を確定させる価値使用確定手段(図9のプリペイド消費を確定、図10の持玉・貯玉の消費を確定)と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報に基づいて要求承諾であるか否かを判定する電文判定手段(図25；加算通番がm+1であれば要求承諾、mであれば要求拒否と判定)とを含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記遊技機は、

前記動作要求電文を受信したときに、要求を承諾する場合と要求を拒否する場合とで異なる更新情報を含む電文を送信する応答電文送信手段(図9、図10、図25参照)と

、前記遊技用装置との通信ができない通信不能状態から回復した後に、前記通信不能状態となる前に最後に送信した電文に含まれる更新情報（図17、図18のリカバリ応答に含まれる前回最終送信加算通番）を含むリカバリ電文を送信するリカバリ電文送信手段（図17、図18のリカバリ応答）とを含み、

前記応答電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記遊技用装置は、

前記リカバリ電文を受信したときに、当該リカバリ電文に含まれる更新情報（図17、図18のリカバリ応答に含まれる前回最終送信加算通番）と、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に含めた更新情報（図17、図18のCU側で記憶している前回最終送信加算通番）とに基づいて、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に基づいた前記遊技点の加算動作の実行の有無を判定する加算実行判定手段（図17では前回最終送信加算通番がCUとP台とで不一致であり加算動作実行有（加算リカバリ実施）と判定、図18では前回最終送信加算通番がCUとP台とで一致し加算動作実行無（加算玉数のリカバリを要求しない）と判定）をさらに含み、

前記電文送信手段は、

前記加算実行判定手段により前記加算動作が実行されていないと判定されたときに、実行されていない加算動作を要求する電文を前記遊技機へ送信する（図17のリカバリ要求2を送信）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

（2）本発明は、遊技者所有の遊技用価値（カード残高、持玉、貯玉）を使用して遊技機での遊技に必要な遊技点（遊技玉）を付与するための遊技制御装置（CU3）であつて、

前記遊技機による前記遊技点の加算動作（遊技玉の加算動作）を要求する動作要求電文（遊技玉加算要求ONの状態情報要求）を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報（加算通番；遊技玉加算要求ONのときには元の加算通番に+1したもの、遊技玉加算要求OFFのときには元の加算通番）を含む電文を送信する電文送信手段（図9、図10、図25参照）と、

前記動作要求電文を送信したときに前記遊技用価値の使用を確定させる価値使用確定手段（図9のプリペイド消費を確定、図10の持玉・貯玉の消費を確定）と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報に基づいて要求承諾であるか否かを判定する電文判定手段（図25；加算通番がm+1であれば要求承諾、mであれば要求拒否と判定）と、

前記遊技機との通信ができない通信不能状態から回復した後に、前記通信不能状態となる前に前記遊技機が最後に送信した電文に含めた更新情報を含むリカバリ電文（図17、図18の前回最終送信加算通番を含むリカバリ応答）を前記遊技機より受信したときに、当該リカバリ電文に含まれる更新情報と、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に含めた更新情報（図17、図18のCU側で記憶している前回最終送信加算通番）とに基づいて、前記通信不能状態となる前に最後に送信した動作要求電文に基づいた前記遊技点の加算動作の実行の有無を判定する加算実行判定手段（図17では前回最終送信加算通番がCUとP台とで不一致であり加算動作実行有（加算リカバリ実施）と判定、図18では前回最終送信加算通番がCUとP台とで一致し加算動作実行無（加算玉数のリカバリを要求しない）と判定）とを含み、

前記電文送信手段は、

前記加算実行判定手段により前記加算動作が実行されていないと判定されたときに、
実行されていない加算動作を要求する電文を前記遊技機へ送信し（図17のリカバリ要求
2を送信）、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する

。